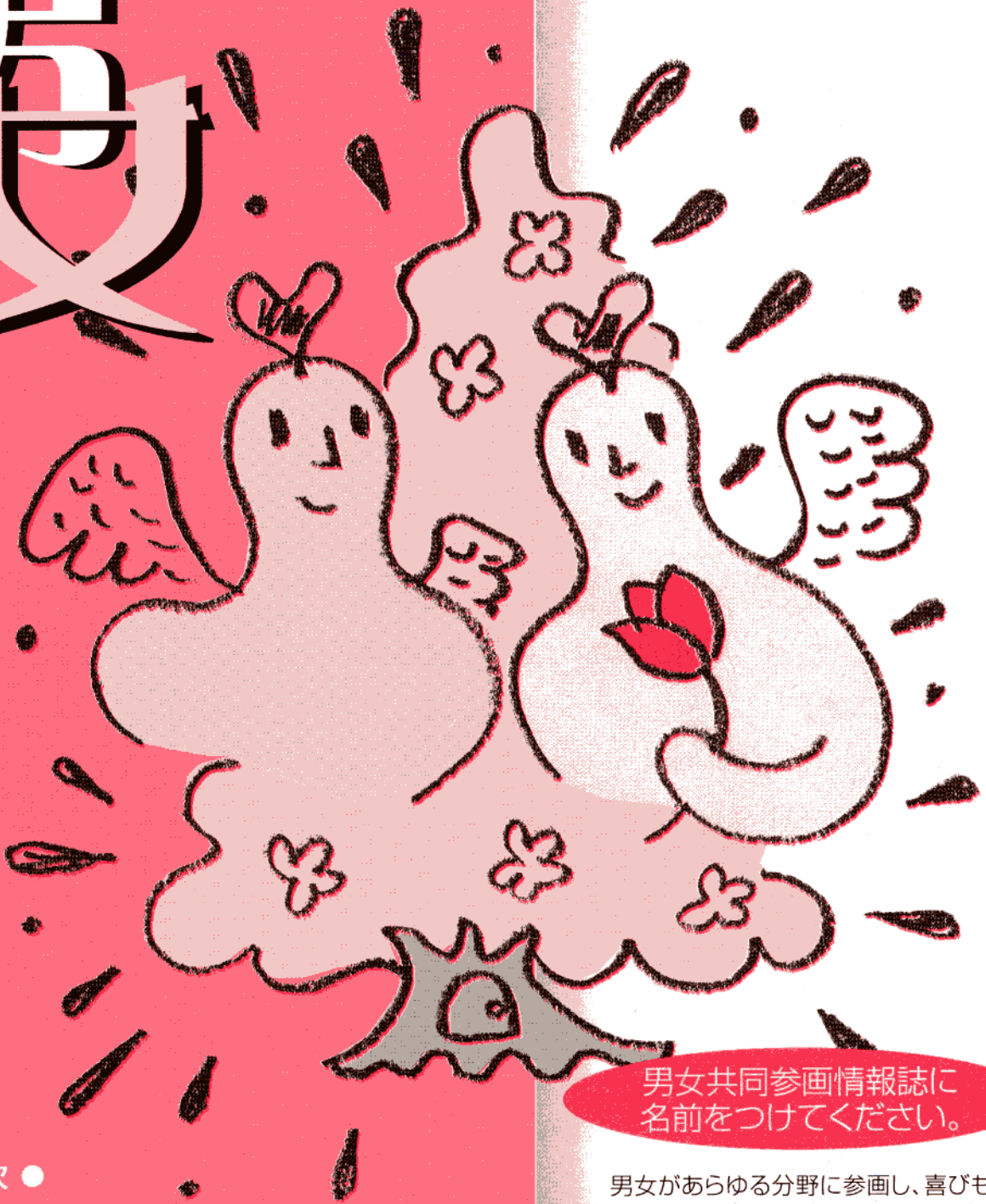


# 男女 共同参画情報誌



男女共同参画情報誌に  
名前をつけてください。

## ●目次●

～人権尊重と男女平等なまちづくり～  
とまこまい男女共同参画プラン21の概要 …2.3

DV防止法の施行 ……………4.5

講談「男女でささえる21世紀 山下さんちの物語」6  
～参加者の声～

【用語解説】ジェンダー・フリーって? ……………6

【データ】女性と仕事 ……………7

育児・介護休業法の改正 ……………7

女性センター情報コーナー ……………8

男女があらゆる分野に参画し、喜びも、責任も分かち合いながら、いきいきと自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」を目指して、これからさまざまな情報をお届けします。そんな情報誌にふさわしい名前を募集します!

### 応募方法

はがきに情報誌の名前とネーミングの意味等を書き、あなたの住所・氏名・年齢を記入のうえ、5月31日までに苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市女性政策課へ送付してください。  
採用の方には記念品を進呈します。

# 人権尊重と男女平等なまちづくり

# とまこまい 男女共同参画プラン



苫小牧市では、平成3年度に「苫小牧市女性活動計画～男女が共につくる社会を目指して～」を策定し、女性問題の総合的な取り組みを進めてきました。

その後、男女共同参画社会基本法の成立・施行や、男女雇用機会均等法の改正等女性を取り巻く社会の状況も大きく変化していることから、平成13年6月「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定しました。この計画は『人権尊重』と『男女平等』を基本理念とし、男女共同参画社会を目指すものです。その概要をお知らせします。

「とまこまい男女共同参画プラン21」

## 計画の基本理念

苫小牧市が豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女が多様な生き方を認め合い、喜びも責任も分かち合いつつあらゆる分野の活動に参画することができ、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を創造しなければなりません。

男女が、家庭や職場、地域社会で持てる力を発揮し貢献するためには、男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し合い、性別による固定的な役割分担の見直しや男女共同参画を可能にするための環境の整備を進めることが必要です。

この計画は「人権尊重」と「男女平等」を基本理念とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

## 基本目標

1. 男女共同参画の実現を目指す意識改革
2. あらゆる分野への男女共同参画の促進
3. 働くための環境の整備
4. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

## 計画の期間

平成13年度から平成19年度までの7年間を目処とし、計画期間中においても社会状況等の変化に応じて見直しを検討します。

## 計画の体系

基本目標	推進の方向	施策の内容
1 男女共同参画の実現を目指す意識改革	1. 男女共同参画の啓発の推進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 情報収集・提供と調査の充実
	2. 男女平等の視点に立つ教育の推進	(1) 家庭・地域社会における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進
	3. 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透	(1) 性の尊重についての認識の浸透 (2) 女性に対する暴力根絶についての認識の浸透
2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会・委員会等への女性の参画の促進 (2) 市女性職員の登用促進 (3) 企業、各種機関・団体等への女性の参画の促進
	2. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援 (2) 家庭生活・地域活動への男女の共同参画の促進 (3) 国際交流・国際協力の促進
	3. 働くための環境の整備	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (2) 育児や介護の支援体制の充実
3 働くための環境の整備	1. 就労等の場における男女平等の確保	(1) 再就職希望者やパートタイム労働者等への支援 (2) 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進
	2. 多様な働き方における労働環境の整備	(1) 学習機会の提供と充実 (2) 学習環境の整備 (3) 学習情報の提供と相談体制の充実
	3. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	(1) 健康づくりの推進 (2) 母子保健など保健医療体制の充実
4 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯学習の推進	(1) ひとり親家庭や障害を持つ人の生活支援 (2) 高齢者の社会参加の促進 (3) 介護サービス等の整備 (4) 相談・支援体制の充実
	2. 生理にわたる健康づくりの推進	(1) ひとり親家庭や障害を持つ人の生活支援 (2) 高齢者の社会参加の促進 (3) 介護サービス等の整備 (4) 相談・支援体制の充実
	3. 安心して暮らすための生活環境の整備	(1) ひとり親家庭や障害を持つ人の生活支援 (2) 高齢者の社会参加の促進 (3) 介護サービス等の整備 (4) 相談・支援体制の充実
	総合的な推進	1. 庁内における推進 2. 市民・団体等との連携 3. 国・道との連携 4. 計画の推進管理

男女共同参画社会の形成



# 21の概要をお知らせします

## ◆男女共同参画の啓発の推進

固定的な性別役割分担意識は長い歴史の中で培われ、人々の意識や行動に根強く残っています。男女がさまざまな活動に参画でき、自由に生き方を選択するためには人々の意識改革が必要です。ジェンダーに敏感な視点を定着させ、男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動を推進します。

## ◆男女平等の視点に立つ教育の推進

男女が互いの生き方を尊重し合い、自立した考え方や行動を身につけるためには、家庭や地域社会、学校での男女平等の視点に立った学習や教育が大切です。社会の慣習・慣行に縛られずにそれぞれの個性や能力が発揮できるような学校教育・社会教育を推進します。

## ◆性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラウメント、売買春などは男女の固定的な役割分担意識や経済力の格差、上下関係など、これまでの女性への差別意識に基づく構造的な問題です。あらゆる暴力根絶に向けて、性の尊重、母性の重要性や人権尊重の認識の浸透を図ります。

## ◆政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

まちづくりを進めていくうえで、政策・方針決定過程への男女共同参画が重要です。市の審議会等への女性の参画、行政機関における女性職員の登用促進に努めるとともに、地域活動や企業における政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう気運の醸成を図ります。

## ◆男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

少子・高齢化、核家族化等が急速に進展する中で、男女の多様なライフスタイルに対応した子育て支援や、家族がさまざまな責任を共に担い、地域活動への参加や貢献が可能となるための環境整備が大切です。男女の職業生活と他の活動との両立支援に努めます。

## ◆就労等の場における男女平等の確保

男女雇用機会均等法の改正により雇用管理のすべての段階で女性への差別が禁止されています。就労等の場での男女の不公平な処遇の是正が図られるよう、法や制度の周知に努めます。

また、育児・介護休業法などの各種支援制度の周知と利用促進について啓発に努めます。

## ◆多様な働き方における労働環境の整備

パートタイム労働者や派遣労働者等、さまざまな形態で働く女性の就労実態や労働条件を把握し、法や制度の周知、情報の収集・提供に努めます。また、農林水産業等自営業における女性の参画促進や労働環境の整備が図られるよう気運の醸成を図ります。

## ◆生涯学習の推進

いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習施設を整備し、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の機会と学習内容充実にも努めます。また、知識や技術を社会的に活用できるよう支援を行うことや、特に女性のエンパワーメント促進のための学習機会の充実に努めます。

## ◆生涯にわたる健康づくりの推進

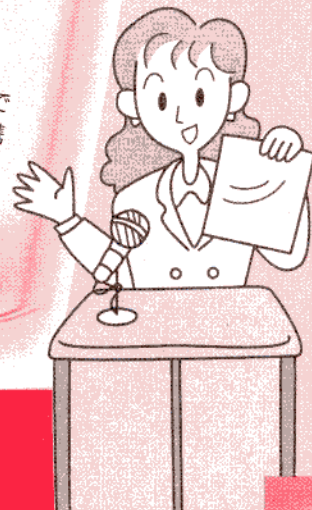
市民の健康保持・増進、病気予防に関する対策の充実に努め、生涯にわたり健康で生き生きと暮らすための支援・相談体制の充実、スポーツ施設設備などの環境整備に努めます。また、妊娠・出産期を含む生涯各期における女性の健康支援、乳幼児の各種健診等、母子保健事業の充実を図ります。

## ◆安心して暮らすための生活環境の整備

ひとり親家庭や障害を持つ人が安定した生活を送るための就労・生活支援の充実や、高齢者が健康で生きがいを持って社会参加できる環境づくりに努めます。また、高齢者等の介護を社会全体で支えるための体制整備、市民のさまざまな悩みに対応した相談体制の充実など、快適で安心した暮らしができるまちづくりを推進します。

## ◆総合的な推進

男女共同参画社会形成のため、この計画を市全体で取り組みます。また、市民、各種団体、企業とも連携し、国・道の政策や法律・制度に関わるものは関係機関との連携を図ります。さらに、男女共同参画に係る調査・研究や定期的な実施点検を行うなど、計画の推進・管理に努めます。



「とまこまい男女共同参画プラン21」の概要は、苫小牧市ホームページに掲載しています。また、普及版を発行していますので、ご希望の方は女性センターへお越しください。

ホームページ：<http://www.tomakomai.or.jp/city/>



# 配偶者からの暴力は**犯罪**です!!

## DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が全面的に施行されます。

配偶者に対する暴力は、深刻な社会問題となっており、国の調査でも女性の4.6%が命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがあるという結果が出ています。しかし、被害が潜在しやすく、これまで救済が必ずしも十分に行われていませんでした。また、被害者の多くは女性であり、このことは男女平等の実現の妨げにもなっています。

このような状況のもと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆる「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）」が平成13年4月13日に成立し、一部規定を除いて平成13年10月13日から施行されました。平成14年4月1日からは全面的に施行されます。

### DV防止法の概要

暴力には、身体的なもの、性的なもの、精神的なものなどがありますが、この法律では身体的な暴力が対象となっています。また、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する」（第2条）と明記するとともに、配偶者からの暴力を防ぎ、被害者を保護するため、都道府県は、婦人相談所などに「\* 配偶者暴力相談支援センター」を置くことや、国及び地方公共団体は配偶者からの暴力を防ぐための教育や啓発に努めることなどが定められています。「配偶者暴力相談支援センター」は、被害者からの相談や被害者の一時保護など必要な支援を行う役割を担うこととなります。

また、被害者は配偶者からの暴力により生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者につきまとうことを禁止する「接近禁止命令」や暴力を振るう配偶者に対し住居から出て行くように命令する「退去命令」といった「\* 保護命令」を裁判所に申し立てることができます。

さらに、配偶者からの暴力を受けている人を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう呼びかけていること、医師は配偶者からの暴力による負傷などを発見した場合は、その人の意思を尊重しながら配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができることとなっています。

#### \*1「配偶者暴力相談支援センター」とは…

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための業務を行う施設で、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設です。

#### \*2「保護命令」とは…

裁判所に申し立てると暴力を振るう配偶者に対し、命令が出されます。命令に違反すると1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科されます。保護命令には2つの種類があります。

- ・接近禁止命令……加害者が被害者につきまったり、住居、勤務先などの近くをはいかいたりすることを禁止するものです。期間は6か月。
- ・退去命令……加害者に対し、家から出て行くよう命令するものです。期間は2週間。

### ひとりで悩まずに相談しましょう!

- 道立女性相談援助センター（配偶者暴力相談支援センター）  
.....011-666-9955
- 苫小牧警察署  
.....0144-35-0110
- 苫小牧市役所児童家庭課  
.....0144-32-6111

<けがをしたり体調が悪いときはすぐに病院へ>

## Q&A 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についてお答えします。

**Q** この法律は女性に対する暴力のみを対象としたものですか？

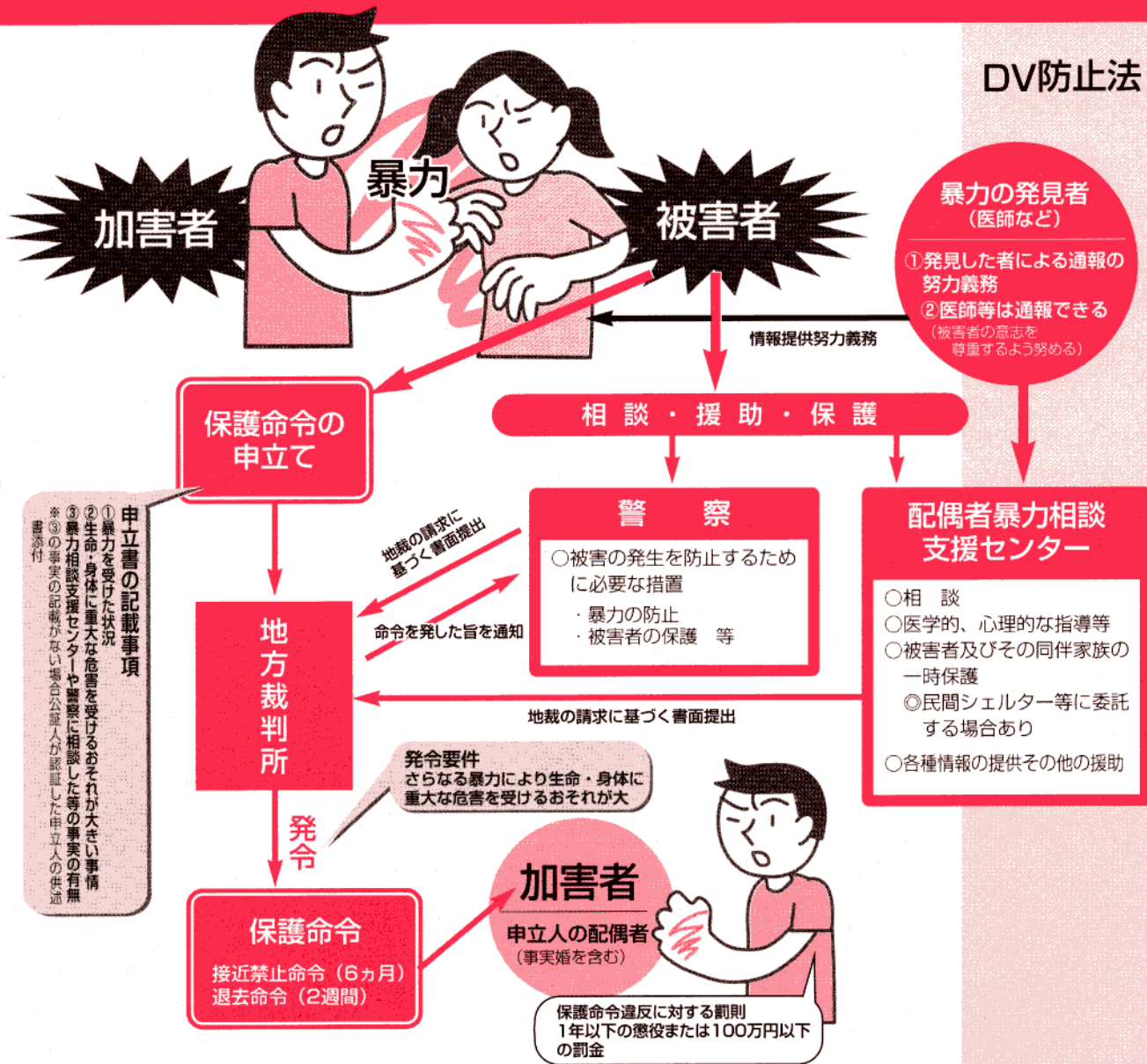
**A** この法律は、配偶者からの暴力を対象としており、女性に対するものだけではなく男性に対するものもその対象となっています。したがって、男性被害者であっても、この法律による保護等を受けることができます。

しかし、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性であることなどから、女性に対する暴力に十分に配慮した規定となっています。

**Q** この法律は外国人にも適用されますか？

**A** この法律は国籍や在留資格を問わず、日本にすべての外国人にも適用されます。





**Q** 籍を入れていない夫から暴力を振るわれています。この法律の対象となりますか？

この法律における「配偶者」には、婚姻の届出をしている配偶者のほか、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれています。事実上婚姻関係と同様の事情にあるというのは、いわゆる「内縁関係」や「事実婚」といった場合です。これらの場合は、配偶者に含まれることとなります。ただ、「内縁関係」や「事実婚」に至らない単なる「同棲関係」である場合は、配偶者とは呼ばれません。

「内縁関係」「事実婚」と「同棲関係」の区別は、それぞれの関係や本人の意思などを参考に判断されるものであり、明確な基準があるわけではありません。まずは、お近くの相談窓口で相談されることをお勧めします。

**Q** 別居中の夫から暴力を振るわれています。この法律の対象となりますか？

配偶者は、同居していようが別居していようが関係ありません。別居中の夫から暴力を振るわれている場合も、当然この法律の対象となります。

**Q** 離婚した元夫から暴力を振るわれています。この法律の対象となりますか？

離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けるおそれがある場合は、配偶者暴力相談支援センターでの相談や一時保護等の対象となります。ただし、保護命令の対象になりません。離婚前には暴力の問題がなく、離婚後になって初めて元夫から暴力を受けた場合はこの法律の対象なりません。

**Q** 夫は手を挙げないのですが、私を傷つけるようなひどいことをいいます。これは配偶者からの暴力になりますか？

この法律において「暴力」とは、殴ったり蹴ったりといった身体に対するものを想定しています。したがって、言葉でいたがるといった暴力は、原則としてこの法律の対象なりません。ただし、言葉によるものであっても、刑法上の傷害罪に含まれるようなPTSD(心的外傷後ストレス障害)にまでいたる場合は「暴力」に含まれることもあります。

また、配偶者暴力相談支援センターにおける相談、一時保護、婦人相談員による相談、婦人保護施設における保護等については、身体的な被害を受けた人だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた人もその対象となります。

[資料:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についてのQ&A(内閣府男女共同参画局)]



# 社会参画フォーラムを開催しました。

～男女共同参画社会ってなあに？ わたしも、あなたも、今日から変わろうよ!!～

創作講談 「男女でささえる21世紀 山下さんちの物語」 講談師 宝井琴桜様

平成14年3月3日、苫小牧男女共同参画プラン推進協議会と苫小牧市との主催により「社会参画フォーラム」を開催しました。市民活動センター多目的ホールには市内や近隣から男女約170人が訪れ、「男女でささえる21世紀 山下さんちの物語」と題しためずらしい創作講談を楽しく聞きました。

宝井さんは講談を始めて32年、女性としては初めての真打ちの講談師として全国で公演を行っており、架空の「山下さんの家族」が、職場や地域社会、家庭でくり広げるさまざまな出来事を通して、男女平等や男女共同参画社会の必要性をわかりやすく語ってくれました。



## 参加者の声

「講談師のお話しが聞ける!」と興味を持って参加しました。男女がどう向き合い付き合っていくべきかを、わかりやすくユーモアたっぷりに語ってくれました。社会参加と主婦・妻・女であること、そこから見えるさまざまな問題について考える機会になりました。(49歳女性)

「母入院」の知らせに、母の病状より「父さんの食事の世話は？」と悩んだという講談師ご自身の体験から、妻は日頃から深い愛情を持って夫に家事を教えることが大切だと話されました。私自身、夫に対する愛情とは…と、とても考えてしまいました。(33歳女性)

男女共同参画社会の重要性がよく理解できました。しかし、男尊女卑の風潮は根深く、封建的な規範や慣習がはびこっているのが現実です。男性は発想の転換を図り、女性と共に歩む“パートナー”であるという認識を深めなければならないことを痛感しました。(69歳男性)

## ジェンダーチェック

あなたのイエスはいくつになりますか？

イエス

- 子育ては母親の仕事、子どもに何かあったら母親の責任だ。
- 父親が洗濯をしたり、買い物や料理をするのは恥ずかしいことだ。
- 母親が外で働くときは、家族に迷惑をかけない範囲で行うべきだ。
- 女性は料理や洗濯など家事一般が好きなのが普通だ。
- PTAや町内会活動で、上に立つのは男性、女性は補助をすべきだ。
- 結婚したら、経済的責任は夫が負うものだ。
- 結婚したら、妻は夫の姓を名乗るべきだ。
- 共働きでも、子どもが病気の時は母親が看病するべきだ。
- お年寄りの介護は女性の仕事だ。
- 男性が泣くのはみっともないと思う。
- 優柔不断な男性は、「女の腐ったみたいな奴だ」と思う。
- ばりばり仕事をしている女性は「女のくせに生意気だ」と思う。
- 女性は特に言葉づかいに注意しなければならない。

「イエス」が多かったあなた、自分の中にある固定的な「男らしさ」、「女らしさ」や性別による役割分担に対する考え方、男性中心の考え方に気づきましょう。

## 用語解説 1

### ジェンダー・フリーって？

男女の生物学的な性差(セックス)ではなく「男らしさ、女らしさ」「男は仕事、女は家庭」といった、社会的・文化的につくられた性・性別・性差をジェンダーと呼んでいます。つまり、ジェンダーの内容は、時代や社会、文化により異なっています。

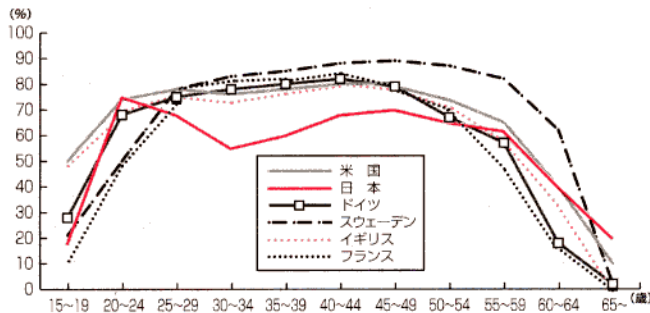
また、そうしたジェンダーを前提にした決め付けや偏見と、その結果として生じるジェンダーによる社会的な偏り・偏向をジェンダー・バイアスといい、ジェンダーに縛られない自由な意識を持ち行動することをジェンダー・フリーといいます。

女だから、女のくせに、男だから、男のくせにという概念にとらわれず、個々の生き方を大切にしたいものですね。



我が国の女性の年齢階級別の労働力率の形状は、出産・育児期に当たる30～34歳層をボトムとするM字カーブを描いています。

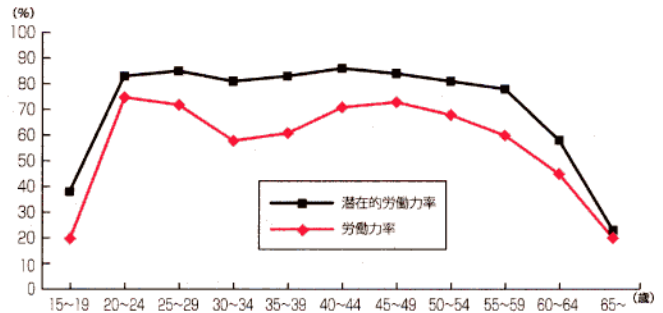
## ● 諸外国の女性の年齢階級別労働力率



注：米国は、16～19歳  
資料：米国、日本、ドイツは、ILO "Yearbook of Labour Statistics 2000"  
スウェーデン、イギリス、フランスは、EU:Eurostat "Labour Force Survey Result 1997"

年齢階級別潜在的労働力率をみるとM字型のくぼみがほとんどなくなります。出産・育児期に自らの意思に反して仕事をやめる女性が多いことがわかります。

## ● 女性の年齢階級別潜在的労働力率



注：年齢階級別潜在的労働力率=(労働力人口(年齢階級別)+非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)  
資料：総務省「労働力調査特別調査」(平成12年8月)

## 育児・介護休業法が改正されました。

少子・高齢化・核家族化等が進行する中で、男女労働者が仕事と家庭を両立させることは、経済社会の活力を維持していく上でも大変重要な課題です。

労働者が働きながら子どもを育てるための環境を整備し、その福祉の増進を目的とする「育児・介護休業法の改定案」が、平成13年11月9日に成立、16日に公布されましたので概要をお知らせします。



両立支援キャラクター 両立するべし

### 内容の概要

#### ① 不利益取扱いの禁止 (平成13年11月16日施行)

育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益な取扱いは禁止されます。

#### ② 時間外労働の制限 (平成14年4月1日施行)

小学校就学前の子の養育又は要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、1か月当たり24時間、1年当たり150時間を超える時間外労働の免除を請求できます。

#### ③ 勤務時間の短縮等措置義務の対象となる子の年齢の引上げ (平成14年4月1日施行)

業務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子の年齢が、1歳未満から3歳未満に引き上げられます。

#### ④ 子の看護のための休暇の措置 (平成14年4月1日施行)

事業主は、小学校就学前の子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければなりません。

#### ⑤ 労働者の配置に関する配慮 (平成14年4月1日施行)

事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その育児又は介護の状況に配慮しなければなりません。

#### ⑥ 職業家庭両立推進者の選任 (平成13年11月16日施行)

事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければなりません。

#### ⑦ 国等による支援措置 (平成13年11月16日施行)

国は、労働者の仕事と家庭の両立についての意識啓発等を行います。



# 女性センター情報コーナー

## 男女共同参画講座

5/21 (火) 10:00~12:00	介護とジェンダー ～家族介護をめぐる人間関係～	北海道教育大学札幌校 教授 笹谷 春美
5/28 (火) 10:00~12:00	女性のための身近な 法律	中村浅松法律事務所 弁護士 浅松 千寿
6/ 5 (水) 10:00~12:00	メディアがつくる 女らしさ・男らしさ	藤女子大学 助教授 伊藤 明美
6/11 (火) 10:00~12:00	結婚の現実と 家庭経済	ファイナンシャルプランナー 須藤 臣
6/19 (水) 10:00~12:00	女と男のパートナーシップ のあり方を考える	北海道大学 教授 木村 純

## 再就職準備講座

5/14 (火) 13:00~15:30	ワークシート「適職発見編」 ・働く前に知っておきたい 法律・保険・税金	21世紀職業財団講師
5/15 (水) 13:00~15:30	企業が求める人材と仕事の 探し方 ・体験発表及び参加者交流	(株)北海道アルバイト 情報社講師

市内に在住・勤務する15歳以上の男女 (再就職準備講座は女性)

定員 各30人 参加費無料

2歳以上就学前のお子さんの託児をします

受講者募集中です。

くわしくは、女性センター (Tel. 32-3544) へお問い合わせ下さい。

参加  
対象

## 女性センター利用案内

開館時間 9:00~21:00 休館日 年末年始(12/31~1/5)

利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、学習グループなど

利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付  
(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

受付時間 月~金曜日の8:45~17:15 (祝日・年末年始を除く)

使用料の区分	午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~21時	1日 9時~21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
//2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、交流学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び冬期間暖房料がかかります。入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。

苫小牧市女性センター  
(市民活動センター内)



若草町3-3-8  
Tel. 32-3544

■図書資料室はどなたでも自由にご利用ください  
月~金曜日9:00~17:00  
(祝日・年末年始除く)

## 編集後記

人権を尊重し合い男女が平等なまちづくりを目指す情報誌を定期発行することになりました。次号は、皆さんからの応募によって新しい情報誌の名前を決め、9月に発行する予定です。誌面づくりへのご意見や要望もぜひお寄せください。

■発行日:平成14年3月 ■発行:苫小牧市

【企画・編集】市民部女性政策課 北海道苫小牧市若草町3-3-8 (市民活動センター内)  
TEL0144-32-3544 FAX 37-2223

## 女性センターおすすめ 本&ビデオ

### ●図書●

#### 子育てと出会うとき

大日向雅美/著 NHKブックス  
「母性」への幻想から行き場のない不安感、閉塞感に苛まれ自分を見失ってしまいそうな人が増えています。子育ての実態と母親の苛立ちに迫り、母子と社会のつながりとネットワーク、男女が仕事と家庭を対等に担う新たな子育てを提案しています。



### ●ビデオ●

#### 根絶!夫からの暴力

あなたは悩んでいますか?

編集・発行:内閣府男女共同参画局  
『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の施行にあわせてつくられ、法律の内容をドラマ形式にしてわかりやすく解説しています。



ヌエック女性学  
ビデオシリーズ1~3巻

#### ジェンダー・フリーな 社会をめざして

企画:ヌエック国立女性教育会館  
仕事・家庭・子育てなどにおける性別役割分業、男性優先の社会慣習、伝統的な男性像や女性像など、社会的・文化的に形成された性別は、男女双方の生き方の幅を狭めます。ジェンダーにメスを入れ男女平等社会への道を探ります。



3巻 ドラマより

## 女性センター図書資料室で貸出します。

- 貸出時間:月~金曜日の9時~17時 (祝日、年末年始除く)
- 図書貸出:2冊まで・2週間
- ビデオ貸出:2本まで・1週間

